

復興大臣 伊藤 忠彦 様

要 望 書

令和7年5月28日

福島県南相馬市長 門 馬 和 夫

福島県田村市長 白 石 高 司

福島県双葉郡川内村長 遠 藤 雄 幸

福島県双葉郡広野町長 遠 藤 智

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から14年2か月が経過し、この間、我々被災自治体では、この未曾有の災害からの一刻も早い復旧・復興に向け、全力で取り組んでまいりました。

その結果、地震・津波被災地域においては、インフラの復旧や居住環境等の整備がおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、着実に復旧・復興への歩みを進めております。

しかしながら、原子力災害被災地域においては、いまだ多くの住民が避難生活を続ける中、生活再建に向けた取組や長引く風評被害への対応に加え、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた更なる取組が求められております。

こうした中、令和6年3月19日に「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、原子力災害被災地域においては、今後も復興・再生には中長期的な対応が必要とした上で、「第2期復興・創生期間」以降も引き続き、国が前面に立って取り組むこととしております。

このことから、「第2期復興・創生期間」後においても、被災地の復興・再生が停滞することがないように、これまでの帰還・移住等の促進、生活再建等、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建等に加え、新たな課題や多様なニーズへのきめ細やかな対応について、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

1 第2期復興・創生期間後の支援について

第2期復興・創生期間後においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な組織体制の継続、復興の進度に応じた柔軟な制度の構築、現行と同様の枠組みによる安定的な財源を確保するとともに、今後、新たに顕在化する課題に対しても、引き続き、国が前面に立って取り組むこと。

特に、現在、原子力被災自治体が連携し一体となって、復興・再生に向けた取組を行っている中で、これら被災自治体の実情を踏まえ、避難解除の時期などにより支援に差をつけることのないよう強く求める。

また、原子力被災地域の再生に当たっては、帰還や移住という視点のみならず、より良い地域の再生に向けた取組を推進するため、これら復興の各段階によって生じる施設やサービスの再構築など、様々な課題解決への取組に対する財政支援を行うこと。

2 第2期復興・創生期間後の復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

原子力被災自治体では総力を挙げて、復旧・復興に向け全力で取り組んできたが、特に商工業や農林水産業においては、生業の回復には程遠い状況である。

このことから、原子力被災自治体の産業復興及び地域経済の発展のため、事業者・農林漁業者が継続して新たな事業にチャレンジができ、また、民間活力による新たな産業を創出できるよう、次の補助金等について、令和8年度以降も十分な予算を確保した上で、これまでの補助制度等を縮小することなく継続するとともに、さらに柔軟な補助制度を創設するなど、更なる支援体制の強化を図ること。

- 被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）
- 被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）
- 福島県営農業再開支援事業

- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

特に、事業再開・帰還促進交付金を活用した原子力被災地域における需要を喚起する取組など、住民の帰還を促進するための事業等については、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響に加え、長引く原油価格・物価高騰等の影響により事業実施が更に困難となっている状況などにきめ細かく対応しつつ、今後、事業継続のため、事業期間の延長も含め、関連予算の追加配分を行うこと。

地域復興実用化開発等促進事業費補助金や被災地域農業復興総合支援事業については、単年度による事業申請・採択ではなく、複数年の事業計画に対応できるようにするなど、柔軟な制度とすること。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の事業実施期間については、現在、公募受付開始から２年程度とされており、非常に短いため、公募受付開始から３年以上の事業実施期間とすること。

3 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援について

避難指示区域等における被保険者等の医療費の一部負担金等の免除措置に係る国からの財政支援が見直され、平成２６年度までに避難指示が解除された地域の財政支援（保険料（税））が令和６年度に終了するなど、国からの財政支援が段階的に縮小・終了されている。

このことから、引き続き、当該被保険者への周知に係る経費及び長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援並びにコールセンターの設置について、継続して支援を行うこと。

4 高速道路無料措置の継続について

現在も多く住民が福島県内外に避難をしている状況にあるこ

とから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については、適切に令和8年度以降も継続して実施すること。

5 医療提供体制の再構築と保健医療福祉人材の確保等について

震災と原発事故の影響等による深刻な医師不足の解決のため、国が前面に立って、被災地域の医療崩壊の危機を乗り越えるための手立てを十分に講じ、安定的で持続可能な医療体制と医療環境の構築に向けた支援策や財政支援を講ずること。

特に、次代を担う子どもたちの安全・安心の確保に加え、被災住民のこころのケアや認知症等の精神疾患への対応や歯科を含めた医療環境の維持を図るため、医療施設の整備に対する補助や慢性的に不足する医師・歯科医師の安定的・継続的な派遣や確保など、実効性のある支援策を講ずること。

また、避難指示が解除された地域では、高齢者の割合が高く、今後、要支援・要介護認定者の増加も想定され、現時点で、介護人材不足により全面稼働できない施設もあるなど、必要な介護サービスが提供されない状況も懸念されること、また、社会福祉施設にあっては、長引く原油価格・物価高騰等の影響により厳しい経営環境にあることから、次の支援策を講ずること。

- 福祉・介護・医療人材確保事業（就労支援助成、修学資金貸付）に係る経費への財政支援。
- 高齢化が進み後継者不足となっている医科・歯科における医療承継に伴う医師確保に係る経費への財政支援。
- 「ふくしま心のケアセンター」の設置継続。
- 物価高騰や人件費の上昇など、厳しい経営環境に直面する社会福祉施設に対する新たな支援制度の創設。

6 被害者や被災地域の実情を踏まえた格差の無い賠償の実施について

福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償について、令和5年12月に示された中間指針第五次追補に示された追加賠償

を踏まえ、避難指示区域及び緊急時避難準備区域等を含め、事故発生当時に居住していた住民の置かれた状況を十分に勘案し、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害実態と整合性のとれた賠償を明確化させ、格差を生じさせないように迅速かつ確実に行うこと。

また、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、将来にわたり消滅時効を援用せず、地域の事情や住民の声を丁寧に聞いて、最後の一人まで賠償を尽くすよう指導すること。